

製造請負契約書

請負製造の表示

請負代金額 金 円也

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

代金額の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と請負者 ○○○○(以下「乙」という。)との間において、上記の製造(以下「製造」という。)について上記の請負代金額で、次の条項によつて請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 乙は、別紙の仕様書及び別冊図面に基づいて、製造するものとする。
第 2 条 製品は、国立大学法人広島大学 において引渡しをするものとする。
第 3 条 製造は、 においてこれをするものとする。
第 4 条 製造の着手時期は、 年 月 日とする。
第 5 条 製造の完成期限は、 年 月 日とする。
第 6 条 製造完成通知書は、国立大学法人広島大学 に送付するものとする。
第 7 条 請負代金は、 回に支払うものとする。
第 8 条 請負代金の請求書は、国立大学法人広島大学 に送付するものとする。
第 9 条 契約保証金は、 する。
第 10 条 この契約に定めのない事項は、別紙の広島大学製造請負契約基準によるものとする。
第 11 条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。
第 12 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。
第 13 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号
国立大学法人広島大学
契約担当職(分任契約担当職)理事(財務・総務担当)○○○○印(職印)
乙 [住 所]
[氏 名] 印